

# 平成30年度茅ヶ崎市防災会議 会議録

議題	茅ヶ崎市地域防災計画の修正について
情報交換	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 最近の大規模災害の特徴と今後の取り組み課題</li> <li>2 大規模水害に備えた取組について</li> <li>3 地震・災害時のガス供給状況の確認方法について</li> <li>4 茅ヶ崎市災害対策本部運営訓練について</li> <li>5 ちがさき消防・防災フェスティバル2018について</li> <li>6 宮城県南三陸町との災害時相互応援協定の締結について</li> <li>7 人工透析実施医療機関への災害時対応に関するアンケート調査について</li> <li>8 防災動画の作成について</li> <li>9 「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について（報告）」について</li> <li>10 「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」について</li> </ol>
日時	平成31年2月7日(木曜日) 10時00分～11時38分
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室3
出席者氏名	<p>(委員)</p> <p>佐藤 光 (会長)、下村 努、和田 聡明、肆矢 雄三、池亀 京一郎 (代理出席)、丸山 尚子、佐々木 春生、高崎 智彦、田中 勝、長嶋 裕、田代 初夫、笛田 美佐子、塚本 豊司、神山 健一 (代理出席)、鈴木 喜之 (代理出席)、前田 和彦、畠田 宏治、水島 静夫、後藤 金蔵、佐藤 喜久二、塚田 桂子、夜光 広純、山崎 正美、神原 聡、秋津 伸一、若林 英俊、栗原 敏、添田 信三、大八木 和也、鈴木 深雪、熊澤 克彦、高木 邦喜、野崎 栄、大野木 英夫、橋口 真澄、塩崎 威、南出 純二、小澤 幸雄</p> <p>(事務局)</p> <p>大竹課長、菊池危機管理担当課長、八幡主幹、橋村課長補佐、高木副主査、臼井主任、内藤主任、西村主任 (以上防災対策課)</p> <p>秋澤課長補佐、森副主査 (以上地域保健課)</p>
会議資料	<p>平成30年度茅ヶ崎市防災会議 次第</p> <p>平成30年度茅ヶ崎市防災会議出席者名簿・座席表</p> <p>資料1-1 平成30年度 地域防災計画の修正に係るこれまでの経緯</p> <p>資料1-2 平成30年度 地域防災計画の修正について</p> <p>資料1-3 茅ヶ崎市地域防災計画の修正について</p> <p>資料1-4 茅ヶ崎市地域防災計画 地震災害対策計画 新旧対照表</p> <p>資料1-5 茅ヶ崎市地域防災計画 風水害対策計画 新旧対照表</p>

	<p>資料1-6 茅ヶ崎市地域防災計画 特殊災害対策計画 新旧対照表</p> <p>資料1-7 茅ヶ崎市地域防災計画 地震災害対策計画（修正案）</p> <p>資料1-8 茅ヶ崎市地域防災計画 風水害対策計画・特殊災害対策計画（修正案）</p> <p>資料1-9 「茅ヶ崎市地域防災計画（修正素案）」のパブリックコメントの実施結果</p> <p>資料2 最近の大規模災害の特徴と今後の取り組み課題</p> <p>資料3 大規模水害に備えた取組について</p> <p>資料4 地震・災害時のガス供給状況の確認方法について</p> <p>資料5 災害対策本部運営訓練（図上訓練）について</p> <p>資料6 ちがさき消防防災フェスティバル2018の実施結果</p> <p>資料7 宮城県本吉郡南三陸町との災害時相互応援協定の締結について</p> <p>資料8 人工透析実施医療機関への災害時対応に関するアンケート調査について</p> <p>資料9 茅ヶ崎市防災動画（協働推進事業）</p> <p>資料10 「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について（報告）」について</p> <p>資料11 「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」について</p>
会議の公開・非公開	公開

（会議録）

○大竹防災対策課長：それでは、定刻となりましたので、これより平成30年度茅ヶ崎市防災会議を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、本日司会を務めさせていただきます、市民安全部防災対策課長の大竹と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本会議は、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき、地域防災計画を作成し、その実施を推進するほか、市長の諮問に応じて地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、設置をしております。

それでは、会議の開会にあたりまして、茅ヶ崎市防災会議会長でございます佐藤光茅ヶ崎市市長よりご挨拶申し上げます。

○佐藤市長：皆様、おはようございます。ご紹介いただきました佐藤光でございます。

本日は、お忙しい中、お時間を調整いただき、ご参集いただきまして、感謝申し上げます。

また、日頃より市民の安全安心の確保、生命と財産を守るために日頃から活動していただいている

ことに心から敬意を表したいと思えます。

さて、本日の会議でございますが、地域防災計画の修正作業について、これまで皆様方の御協力のもと、本日皆様にお諮りするところまで整理が進みましたので、その内容についてご説明させていただきながら、ご意見を頂戴し、決定させていただきたいと思っております。

昨今、何年に一度、何十年に一度といった災害が立て続けに起こり、様々なことに対して、すべての準備をしっかりと進めていくためにも、本日お集まりいただいている皆様の屈託のない意見をいただきながら会議を進めていきたいと思っておりますので、本日はどうぞよろしく願いいたします。

○大竹防災対策課長：ありがとうございます。

それでは議事に先立ちまして、まず会議の成立についてご報告いたします。

本防災会議は、茅ヶ崎市防災会議運営要綱第2条の規定により、会議の開催は過半数の委員の出席が必要となりますが、総員45名中、35名のご出席をいただいておりますので、会議は成立してございますことを報告させていただきます。

また、本来であれば、ご出席いただいております委員のみなさまに一言ずつご挨拶いただくところですが、時間も限られておりますので、大変恐縮ですが、お配りしております出席者名簿ならびに席次表に代えさせていただくことをご了承ください。

それでは、これより議事に移らせていただきます。議事につきましては、茅ヶ崎市防災会議運営要綱第2条第1項により議長を会長であります佐藤市長にお願いしたいと思えます。それでは、市長、よろしく願いいたします。

○佐藤市長：着座のまま失礼致します。それでは、議事に入らせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。

はじめに、会議録署名人の指名をさせていただきます。本日は、農林水産省関東農政局神奈川支局総括農政推進官下村様をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、議題（1）「茅ヶ崎市地域防災計画の修正について」、事務局から説明を願います。

○橋村課長補佐：防災対策課の橋村と申します。恐縮ですが、着座にてご説明させていただきます。

それでは、議題（1）「茅ヶ崎市地域防災計画の修正について」、ご説明申し上げます。

まずは、本日の議題であります計画の修正案の作成にあたりまして、これまで関係機関の皆様への意見照会や幹事会等にご協力いただき、誠にありがとうございました。

修正案の作成に至るこれまでの経緯につきまして、資料1-1としてまとめております。直近では、平成30年2月に修正しておりますが、災害対策基本法で「毎年、検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない」とされております。

近年、日本各地では大きな自然災害が続けて発生しております。前回の修正では、水防法の改正や関東・東北豪雨、熊本地震等を踏まえた修正を行いましたが、その後も九州北部豪雨や災害の教訓を踏まえたガイドライン等の策定が行われているところです。

こうした内容を本市の地域防災計画へ反映させるため、今年度当初より、関係機関の皆様への意見照会を重ね、8月の幹事会や11月から12月にかけてのパブリックコメントを経て、修正案としたものをお手元の資料として配付させていただきました。

ご意見いただいた内容のうち、関係者間で協議を進めている事項につきましては、引き続き、協議、調整を進めながら、次回以降の修正に反映させていきたいと考えております。

なお、パブリックコメントの実施結果につきましては、資料1-9として配付させていただきましたが、3名の方から37件のご意見をいただき、第1章の土地利用の状況の表記を除き、修正したところはございませんでした。

それでは、具体的な計画の修正内容についてご説明させていただきます。資料につきましては、資料1-2から、資料1-8となります。

資料の概要についてご説明させていただきますと、資料1-2が、今回の主な修正内容をまとめたスライド資料、資料1-3が、今回の修正概要、資料1-4から資料1-6が、修正の新旧対照表、資料1-7、資料1-8が、修正内容を反映させた計画案となっております。

修正内容の説明につきましては、資料1-2をもとに、会場の前方と後方に映し出しますパワーポイントにてご説明させていただきます。その他の資料につきましては、適宜ご参照いただければと思います。

それでは、資料1-2の1枚目下段にございます1ページをご覧ください。

まず、計画修正の考えについてご説明させていただいた後、今年度の主な修正内容についてご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。それでは、まず「1 計画修正の考え」についてご説明いたします。

今年度も大きな災害が立て続けに発生するなど、近年は全国各地で大きな被害を伴った災害が、毎年発生し、こうした災害を踏まえ、法改正や、具体的な災害事例の教訓を踏まえ、国の報告書やガイドラインがまとめられております。また、各機関での取り組み等を踏まえまして、本市の防災対策をより一層推進するため、計画の修正を行うことといたします。

続きまして、「2 平成30年度の主な修正内容」のうち、「(1) 各計画に共通する主な修正内容」についてご説明いたします。

共通の修正内容は、4ページにございます、アからキとなりますが、アから順にご説明させていただきます。5ページをご覧ください。

「ア 災害対策基本法の改正に伴う修正」のうち、「災害予防責任者の責務の明確化」についてです。

行政機関や指定公共機関の皆様につきましては、災害対策基本法により災害予防責任者として、防災に関する組織の整備、物資の備蓄整備等の災害予防の義務が課せられており、東日本大震災を踏まえ「防災に関する教育及び訓練」が責務のひとつとして追加されております。

これらの責務については、災害予防責任者が日頃より認識したうえで、日々の防災対策に取り組む必要があると考え、法に規定された内容を、第1章に追記することといたしました。

続きまして、6ページ「防災会議及び災害対策本部の所掌事務」についてです。

こちらにつきましては、災害対策基本法の改正により、防災に関する諮問的機関としての機能を強化する観点から防災会議の所掌事務に「防災に関する重要事項の審議」が新たに規定されたため修正したものです。

また、災害対策本部の「災害応急対策の方針の作成、方針に沿った対策の実施」につきましては、従前から行われてきたことではありますが、所掌の明確化の観点から追加されたものです。

なお、ここでいう方針とは、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、とるべき対策の優先順位や実施地域、人的・物的資源の配分などに係る基本的な考え方をまとめたものとなり

ます。

続いて、7ページ『自助』『共助』『公助』による減災の推進』についてです。

すでにこれまでも、住民一人一人が行う防災活動である「自助」、地域住民の連携による防災活動である「共助」、行政機関等による「公助」、これらについては、本計画の中でそれぞれ記載してきたところではありますが、災害対策基本法の基本理念を踏まえ、「自助」「共助」「公助」の連携により、災害による被害の軽減を図ることを、その具体的な内容とともに一つの節として追加いたしました。

続いて、8ページ「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」についてです。

本市では、地域の自主防災組織活動を推進するため、「自主防災組織の活動の手引」の作成や、この手引に基づく活動マニュアルの作成に係る講習会の開催、マニュアルの作成の支援等を行ってまいりましたが、法に基づく取組として、地域の防災活動に関する計画づくりが追加されておりますので、これまでの地域の防災組織の活動マニュアルづくりと合わせ、法に基づく計画づくりについても本計画に追加することといたしました。

続いて、9ページ、イ、国の「防災基本計画の修正に伴う修正」の「実効性の高い受援体制の整備」についてです。

東日本大震災における被災地支援の取組や、その後に発生した熊本地震等の災害対応を踏まえ、被災地支援の仕組みも検討が重ねられ、昨年の平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震においても、新たな応援職員の派遣の仕組みによる被災地支援が発災直後より実施されました。こうしたことを踏まえ、昨年6月に修正された国の防災基本計画においても受援体制の実効性を高める必要性に係る修正が行われたため、今回その記載の充実を図ったところです。

続きまして、10ページの「災害ボランティアの活動環境の整備」についてです。

こちらにつきましては、平成28年の熊本地震や29年の九州北部豪雨において、多様な主体が連携し、効果的にボランティア活動を進めるための環境整備や支援者間での調整が行われました。多様な主体による連携の必要性については、平成30年4月に策定されました「防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック」にまとめられ、これを踏まえ、国の防災基本計画においても、多様な主体の連携によるボランティア活動環境の整備が位置づけられたため、本計画にあっても同様の修正を行いました。

続きまして、11ページの「災害復旧等権限代行制度」についてです。

これまでも道路法や水防法等に基づき、著しく異常かつ激甚な災害発生時に、要請があり、かつ県や市の工事実施体制等の状況を勘案して、円滑かつ迅速な復旧のために必要があると認めるときは、国や県が支障のない範囲で県または市に代わって工事を行うことを追加いたしました。

続いて、12ページの「平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた修正」についてです。

平成29年7月に発生いたしました九州北部豪雨につきましては、その後、国において「避難に関する検討会」が開催され、今後必要な取組が同年12月にまとめられました。この報告を踏まえ、本市の地域防災計画への追加や記載の充実を図りました。

具体的には、各計画に共通する内容として「災害の種別に応じた避難の周知・啓発」を今回追加いたしました。本市で想定される地震や津波、洪水や土砂災害等、対象とする災害により、求められる避難行動や避難先は異なってきます。こうした災害の種別に応じた避難行動につきましては、これまでもハザードマップ等を活用しながら、地域で開催する防災講座等で周知を図ってきたところではあ

りますが、地域防災計画への明確な記載がなかったため、今回、追加することといたしました。

このほか、九州北部豪雨を踏まえた風水害対策計画の修正については、後程、ご説明させていただきます。

続いて、13ページの「エ 『人とペットの災害対策ガイドライン』に基づく修正」の「災害に備えたペット対策の周知・啓発」についてです。

こちらは平成30年3月に策定されましたガイドラインの内容を踏まえ、飼い主の責任による飼養管理を基本とした同行避難や、必要な準備等についての記載の充実を図ったものです。

続きまして、14ページ「避難所におけるペット対応」についてです。

こちらにつきましても、昨年3月に策定されたガイドラインの中で、避難所におけるペットへの対応方法について、東日本大震災や熊本地震等を踏まえた対応事例が詳しくまとめられています。これを踏まえ、同行避難されたペットの飼養管理については飼い主が行うことを原則とするとともに、市は獣医師会等と連携し必要な支援を行うことやペットと避難者の「住み分け」や動線の分離、飼養場所の確保の例について記載することで、避難所におけるペット対応の記載の充実を図りました。

続いて、15ページ「オ 『男女共同参画の視点による平成28年熊本地震対応状況調査報告書』を踏まえた修正」の「男女共同参画の視点に配慮した防災対策の普及・啓発」についてです。

平成28年4月14日に発生した熊本地震においては、発災翌日の15日には内閣府男女共同参画局より「男女共同参画の視点からの避難所運営等の災害対応について」という通知が発出され、避難所運営上の留意事項等について周知が図られたとともに、1年後にはこの調査報告書がまとめられています。

この調査報告書では、熊本地震において男女共同参画の視点を含めた取組を迅速に行うことのできた自治体の要因として、「地域防災計画や防災マニュアル等に規定してあるとおり、取り組んだ」ことが一番に挙げられています。

そこで、今回の修正の中で、防災知識の普及・啓発のひとつとして、「男女共同参画の視点に配慮した防災対策の普及・啓発」を追加するとともに、16ページとなりますが、平常時及び発災時の対応としては、平成25年に策定された「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を踏まえることや、具体的な取組事例の充実を図りました。

続きまして、17ページ「カ 平成29年度市災害対策本部運営訓練を踏まえた修正」についてです。

後ほど、情報交換の中でもご説明させていただきますが、市では、関係機関の皆様にもご参加、ご参観いただきながら災害対策本部運営訓練、図上訓練を開催しております。

本内容につきましては、昨年度の訓練を踏まえ、課題となった事柄のひとつとして、17ページにございます「災害時における公共施設の活用方法の整理」を追加いたしました。

災害応急対策の円滑な実施や広域応援部隊等の受入れを円滑に行うためには、活動場所を整理する必要がありますが、網羅的に整理がついてはなかったため、今回、同項目を取組のひとつとして追加いたしました。

続きまして、18ページ「キ その他、市の取組、防災関係機関からの意見、時点修正等」の「避難行動要支援者支援制度の周知・啓発」についてです。

市では、平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえ、平成27年の地域防災計画の修正により「避難行動要支援者名簿の作成」を位置づけました。そして、平成29年4月には茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画（全体計画）を策定し、昨年度より避難支援等関係者の皆様に、平常時からの情

報提供に同意が得られた分の避難行動要支援者名簿の提供を行っているところです。

発災時には、情報開示に係る同意の有無に関わらず、避難行動要支援者の名簿を関係者に提供することになりますが、発災時に円滑に安否確認を行うためには、避難支援等関係者が平常時からできる限り避難行動要支援者の状況を把握しておくことが重要となります。しかし、現状では、平常時から情報提供に同意いただいている方は対象者全体の約半数にとどまっております。そこで、今回、制度の周知・啓発を持続的に実施することを追加することといたしました。

続きまして、「(2) 風水害対策計画の主な修正」についてご説明いたします。19ページをご覧ください。

風水害対策計画を対象とした修正につきましては、「平成29年7月の九州北部豪雨を踏まえた修正」として、4点記載しておりますが、再掲のものを除いた2点についてご説明させていただきます。

20ページをご覧ください。「災害情報収集体制の充実」についてです。

九州北部豪雨の後、国の検討会がまとめた今後の取組のひとつとして、「水位計・監視カメラ等の設置」がございます。本市では、相模川下流を管理する京浜河川事務所様、小出川・千の川を管理する神奈川県藤沢土木事務所様、また、本市により、それぞれの河川に水位計や監視カメラが設置されております。

これらの水位計や監視カメラについては、国、県、市それぞれのホームページで公表されているところですが、20ページに画像を添付しておりますが、市の防災情報サイトでは、それぞれの河川管理者が公開している内容を地図上からクリックすることで一括して確認できるようにしています。

これらについては、すでに取り組んでいるところではございますが、九州北部豪雨を踏まえ、その重要性が指摘されたところですので、今回計画に追加することといたしました。

続きまして、21ページ「避難勧告等の発令に資する情報の整理」についてです。

九州北部豪雨では、「急激に悪化する気象条件の中で、次から次に舞い込む大量の情報を整理して重要な情報を見極めることや、それらの情報を俯瞰して確認することが難しかった」との意見が被災自治体から出されております。

このことを踏まえ、国の検討会では、避難勧告等の発令に資する情報を整理し、切迫する状況においても、必要な情報の把握に努めることの必要性を指摘しています。市では、これまでも台風等の接近時や大雨警報や洪水警報等の発表が予測される場合、横浜気象地方台様にもご助言いただきながら、それらに関係する情報を監視し、その変化を注視しているところですが、検討会の報告を踏まえ、本計画にも追加することといたしました。

以上が、議題(1)「茅ヶ崎市地域防災計画の修正について」の説明となります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○佐藤市長：ただいま事務局から議題(1)「茅ヶ崎市地域防災計画の修正について」説明がありましたが、委員の皆様からご意見、ご質問がありましたら、挙手をお願いします。

○佐藤委員：防災担当参与の佐藤でございます。

ただいま事務局より今年度の茅ヶ崎市地域防災計画の修正についてご説明がありましたが、私からは今回の修正の特徴とこれを踏まえた今後の取組みについて皆様への要望を申し上げたいと思います。

まず、一般に地方自治体における地域防災計画の修正とは、災害対策基本法や国の防災基本計画等

の制度の変化を踏まえて修正するという形が一般的な修正手順です。今回の修正では、このような一般的な手順の他に、制度の修正がされる前に九州北部豪雨等での現地の報告書等を活用して教訓を計画の修正に反映し、あるいは、市で行っている図上訓練で明らかになった課題の解決策を計画に反映させるといった、先行的かつ実践的な取り組みがなされていると思います。そういった面では評価のできる修正手法をとっていると思います。

一方で、この修正案ができた後に起きた大規模災害で顕在化した問題点への修正は行われていません。

例えば、昨年6月の大阪北部地震では、鉄道が数時間にわたり止まりました。そのため、踏切が遮断されたままであり、消防の救急活動が遅れたという事案がありました。

また、北海道胆振東部地震では、ブラックアウトと呼ばれる大規模停電が発生しました。この停電は、普通の停電とは全く異なり、社会全体に甚大な影響を及ぼす事態でございます。

このようなことを考えますと、すでに顕在化している様々な問題点については、今後とも引き続き皆様のご意見を伺いながらできるだけ速やかに対応策を考え、適時、計画の修正を行っていく必要があると思います。

○佐藤市長：他にご意見ご質問ございますか。

○塚田委員：塚田と申します。

私は、茅ヶ崎市にて訪問看護と重度の障害をお持ちのお子さん、大人をお預かりするデイサービスを行っている事業者の代表をしております。そのような立場で、病院ではないところで災害弱者の方がどのような避難行動をとるのか等、介護保険の事業者の約150の事業者から成る事業者連絡協議会という中で防災部会を作っており、その中で災害時に介護や医療を地域で担っていく者が何らかの役割を果たせるのではないかと様々なことを検討していく会なのですが、その部会の中での意見を反映させるためにこの会議に出席させていただいており、意見を述べさせていただきます。

2つ申し上げます。1つ目は、重度障害のお子さんをたくさん扱っておりますので、呼吸器をつけていたり、常に口から食べられない、歩けないようなお子さんが被災した場合にどんな避難に対する支援ができるのか、ここ数年、保健所で検討がされており、市内で約20名呼吸器をつけた方がおり、その方が呼吸器を使い続けるためには電源が必要となり、その電源をどう確保したら良いかが毎回会議で話題となります。その電源の確保のためには、近隣の総合病院へ避難するのがベストという考えもありますが、なかなか近隣の総合病院へ避難したとしても、病院の患者さんへの電源確保で精一杯で外から来た人から急に電源を欲しいと言われても難しいのではないかと、被災地の現状を知っている先生たちからの意見があります。実際にそれでも総合病院へ避難する訓練を行っているお子さんもいらっしゃるのですが、会議の中ではもし可能であれば地域の福祉避難所だけではなく、企業等と連携して、例えば、私が呼吸器を使っている患者で、自分の家の近くで大きな企業があり、その企業の自家発電を使わせていただければ、その企業とつないでいけるような個別の支援計画を作っていく必要があるということでその準備を進めていっております。

もう1つは、防災部会は月に1回定期的に行っているのですが、その会議の場にここ数か月防災対策課の方にお越しいただいて色々とお助言いただいております。もう5年ほどその会を開いているのですが、何が自分たちにできるのかを考え、例えば、事業とは別に、介護職や医療職の方が避難した場合に避難所で活動できることを4年ほど検討していたのですが、昨年の秋頃から防災対策課の方に参



加いただき、具体的に避難所でできることを考えることができました。また、先日には保健師さんにも4名参加していただき、保健師さんの取り組みについても教えていただいた上で、一緒に協力してやっていくことでさらに有効な災害時の活動ができるのではないかと話を進めているところです。

色々な形で防災対策課の方が研修の開催や、地域に来ていただくことで、市で準備されていることが少しずつ市民にも見えてきたのかなと思います。

○佐藤市長：ありがとうございます。他にご意見、ご質問ございますか。

○丸山委員：湘南地域県政総合センターの丸山でございます。

資料を見させていただきまして、先ほど佐藤防災担当参与からもございましたが、新たな課題、訓練を踏まえた課題が盛り込まれた素晴らしい計画であると思います。また、この間も災害がずっと続いており、その都度、新しい課題が出て参りますので反映していただければ良いなと思います。

県状況をお知らせしておきたいのですが、県には本庁に災害対策本部がございまして、我々のような県政総合センターには現地災害対策本部を置くこととなっております。

今までは、それぞれが運営する流れであったのですが、今まに見直しをしている最中なのですが、全体で一体となって動いていくということで、全て本庁の災害対策本部が中心となり、私どもは現地にいる立場で一番身近なところで現状を把握させていただいたり、つなぎをさせていただいたり、広域的な応援ということで動いていくこととなります。私どもから茅ヶ崎市の訓練に参加させていただいたり、あるいは、連絡員を茅ヶ崎市の担当として設置しておりますので、その連絡員を派遣させていただき、実際に災害が発生した際もこちらにお邪魔させていただき、つなぎの部分させていただくこととなります。

また、大きな流れとして、大きな災害が起きますと、全国知事会が動いて、個別に災害の支援をどこ市、どこの県がどこにという形で速やかに動いていきます。

また、発災直後はプッシュ型支援により要請がなくとも色々な資材が届くため、その対応については、衛生研究所に物資の拠点があり、その他民間の企業様と協定を結ばせていただき、その倉庫や輸送の手段について活用していく等、色々見直しをしている最中ですので、また、まとまりましたら市においても参考にいただければと思います。

○佐藤市長：ありがとうございます。他にご意見、ご質問ございますか。

○大竹防災対策課長：ただいま3名の方からご意見いただきましたので、その内容について事務局からお話しさせていただければと思います。

佐藤委員から修正にあたってのご解説および新たなご指摘を頂戴いたしましてありがとうございます。引き続き本課といたしましては、常にアンテナを張って情報収集に努めますとともに適宜修正し、計画に反映していきたいと思っております。

また、反映いたしました計画につきましては、皆様にもご参加いただきながら訓練を通じて検証して、より実効性の高いものにしていきたいと思っております。また、この場をお借りいたしまして、各委員の皆様におかれましては、情報提供等ございましたら本課にお寄せいただければとお願い申し上げます。

○橋村課長補佐：もう1点、塚田委員の意見について事務局よりお話しさせていただければと思います。

昨年より毎月、意見交換を重ねさせていただきました。我々としても貴重な機会で、行政や本日も集まりいただいている関係機関の皆様だけでは十分に防災対策を行えないことがございますので、普

段、事業を行っている介護事業者の方との連携が災害時には重要となってくると思います。このような定期的な意見交換はなかなか十分に行えていなかったのですが、塚田委員が仲介になっていただき、そういった機会が定期的に行われるようになってきました。防災対策課だけではなく、先ほどご説明にもあったとおり、保健師との意見交換等、今後それぞれの関係部署との意見交換等も重ねていきたいと思っております。具体的に市内で事業を行っている方と災害時にどのような連携ができるのかということは課題と考えております。

また、丸山委員からも様々なご意見をいただきありがとうございました。

災害が起こる度に新たな制度ができ、それに対応していくことが課題となっているのですが、県の職員の方につきましては、実際に災害時には茅ヶ崎市に住まわれている方の何名かは市町連絡員として茅ヶ崎市に派遣されることとなっております。このように県庁ではなく、茅ヶ崎市に県の職員が参集する訓練する訓練も毎年秋に実施させていただいております。

また、今年度は中止となってしまったのですが、図上訓練等にもご参加いただいております。先ほど丸山委員からご紹介いただきました新たな制度につきましても訓練等を通じて検証させていただきますので引き続きよろしく願いいたします。

○佐藤市長：他にご意見、ご質問ございますか。

これにてご意見、ご質問を打ち切らせていただきたいと思います。

それでは、議題（１）「茅ヶ崎市地域防災計画の修正について」お諮りいたします。

議題（１）「茅ヶ崎市地域防災計画の修正について」につきましては、事務局から説明のとおり、修正することによろしいでしょうか。

一同異議なし

○佐藤市長：ご異議なしと認めます。

よって、本計画案につきましては、提案のとおり修正することと決定いたします。

本日の議事につきましては、これをもちまして終了とさせていただきます。皆様には、ご協力いただきましたことを御礼申し上げます。

それでは、進行を司会に戻します。

○大竹防災対策課長：ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、ご審議いただきましてありがとうございます。

それでは、次第の「４ 情報交換」に移らせていただきます。本日は、お集まりいただいた皆様にも関わります、本市の防災に係る内容 10 件について情報交換させていただきます。

まず、（１）「最近の大規模災害の特徴と今後の取り組み課題」につきましては、佐藤委員より説明願います。

○佐藤委員：佐藤でございます。「最近の大規模災害の特徴と今後の取り組み課題」についてお話しをさせていただきます。専門の皆様の前で僭越ではございますが、何か私の話の中で認識が誤っていることがあればご指摘いただければ幸いです。スライドにてご説明させていただきます。

まず、最近の大規模災害の特徴として 2 つ挙げております。

1 つは、風水害では災害の激甚化が起きていることです。この激甚化とは、我が国の地形、風土か

らすればいつどこで起きてもおかしくないです。

写真を2枚載せており、左は昨年(2020年)の7月豪雨ですが、土砂災害で犠牲者が119人発生しており、そのうちの位置が判明した107人のうち94人、約9割弱の方が土砂災害警戒区域あるいはそれに準ずる地域であり、危険な地域に多くの方が住んでいて、その方が避難をしていないという実態があります。

右の写真は、平成27年(2015年)9月の関東・東北豪雨です。鬼怒川が氾濫しましたが、この氾濫したエリアは、常総市が作成していたハザードマップと浸水想定エリアがほぼ同じでありました。このことは、昨年(2020年)の7月豪雨での倉敷市真備町でも同じ状態でありました。

ただいま、激甚化について触れましたが、その要因としては、表にありますとおり、1時間あたり80ミリ以上の猛烈な雨の発生回数が年々増加していることが挙げられます。十年単位でみると約2倍以上になります。

また、もう1つの要因は、河川堤防の整備は、全流域で完成した河川がほとんどないことが挙げられます。これを受け、国土交通省の「水防災意識社会再構築ビジョン」の中では、意識の変革が必要だと言っております。この意識を変えるという事は、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する」という認識を持つべきです。この認識を裏付けるデータとしては、2つあります。まず、補足1にあるように、堤防設備の現状は、「200年に1度」、「100年に1度」などの豪雨を想定し、その豪雨に耐えうる堤防を計画的に整備しておりますが、実際、全国的にみても計画通りに進んでいる堤防は70%に満たないです。4分の1は、暫定的な堤防です。また、本来、堤防があるべきところに堤防がない場所も約6%あります。

このような状況を相模川でみてみますと、計画断面堤防は8割強ありますので、全国的にみれば整備が進んでいるといえます。

5ページの補足2は、「平成30年(2018年)7月豪雨」における床上浸水の被害が発生した被害の発生原因を政府がとりまとめた資料ですが、越水による被害は全体の18%とあります。一般的に洪水対策とは、河川の水位上昇に応じて避難対策をとっています。例えば、避難判断水位では、要配慮者へ避難を促し、氾濫危険水位では、健全者へ避難を促すなど基準水位に基づき取組を行っていますが、この考え方は、最悪事態は越水であるということを前提にしています。しかし、実際には、越水して被害が発生しているのは2割弱であり、それ以外は、越水に至る前に洪水が発生しております。よって、河川の水位に頼ってはいは機を失するおそれがあります。

一方で、都道府県管理河川では、溢水、越水、決壊が前提の全体の94%であり、都道府県管理河川全体のうち内水氾濫は5か所であり、それ以外は、堤防に何らかの不備があり、それによって洪水が発生しております。よって、都道府県管理河川では、河川堤防の高さ不足や脆弱性を露呈しているといえます。これらを踏まえますと、先ほどの「水防災意識社会再構築ビジョン」の中にもありましたが、施設に頼る対応ではいけないということがいえます。

2つ目の特徴は、被害拡大の背景には、気象変動のほか、構造的、人為的要因があります。

要因の1つ目として、都市整備事業における防災要因の軽視が挙げられます。具体例の1つとしては、北海道胆振東部地震では、内陸部にも関わらず「谷埋め盛り土」による宅地造成によって液状化が発生しました。他の例では、浸水区域内に住宅誘導があります。これは、日経新聞の記事ですが、「まちの集約計画」で昨年(2020年)の3月末日までに居住誘致区域を発表した人口10万以上の54市中48

市で居住誘導区域の一部が1メートル以上の想定浸水区域内にありました。記事によると都市計画担当部署はやむを得なかったとしており、それに対し、防災部局は知らなかったとあります。いわゆる庁内の連携不足であるといえます。

要因の2つ目として、自治体における制度運用の不備が挙げられます。先ほどの常総市の例のように、各自治体では洪水ハザードマップを作成しておりますが、活用されていないという実態が浮き彫りになっています。常総市、倉敷市においても市が作成していた洪水ハザードマップ浸水想定エリアと実際に浸水したエリアはほぼ同一であった。なぜそのハザードマップを活用できなかったのかということになります。

要因の3つ目として、これは地域の問題ですが、防災を「自分ごと」ととらえない住民の意識です。例えば、昨年の7月豪雨において、大雨特別警報発表時でも避難している方が非常に少ないです。広島県では、実際に避難した方は、1%にも満たないです。これは、避難指示を出す側の問題もあります。本来であれば避難をしなければならない地域に限定して避難措置をとるべきですが、市域全体に避難措置をとると、避難対象者が約217万人になるような状態となってしまいます。また、同じく7月豪雨の際に避難勧告が発表されても避難していない実態があります。土砂災害で犠牲者が出た53か所中40か所では発災前に自治体が避難勧告などを発表していました。

これらの事象を踏まえまして、今後の取り組み課題としては、1つの機関、1つの部署のやり方や制度の運用に不備があったのはもちろんなのですが、1つの機関、1つの部署のみでは防災対応はとれないということです。先ほど塚田委員からもありましたが、地域の人を守るためには様々な関係機関が連携していく必要があります。このことは、既存の計画や作成中の計画内容について関係機関・団体の具体的役割を再確認し、連携体制を強化することだと思えます。とりわけ連携体制とは、災害が発生する直前または発生した段階で相互に連絡をとりあってお互いの対策の確認や場合によっては、助言をすることもあってよいと思えます。とくに洪水災害では、国の機関から被災自治体に対して、避難措置の助言をするなど行われています。言い換えれば、1つの機関に任せるのではなく、お互いが確認し合いながらやるべきことを速やかにとっていくことが必要だと思えます。

その中で、気になる3点について触れます。

1つ目は、相模川、小出川流域の最大規模降雨による想定浸水に対する対応策の検討、検証です。相模川の最大規模降雨による想定浸水区域には、数万人の市民が住んでおり、また、委員の皆様の事務所や施設なども存在しております。この区域の方の命を守るためや経済被害を最小化するためには、皆様のそれぞれの立場で連携し合うことは不可欠です。市では、現在、タイムラインを検討中ですが、それをたたき台としてそれぞれの連携体制の強化に取り組んでいただければと思います。

2つ目は、洪水、地震など大規模災害における避難行動要支援者対策に係わる連携体制の強化についてです。要配慮者とりわけ高齢者や障害のある方に対する災害時の避難支援については、現在、防災の枠組みの中で行われています。つまり、災害対策基本法の中の1つとして取り組みが行われています。一方で、地域では社会福祉法に基づく地域福祉計画、市の場合は、「みんなつながるちがさきの地域福祉プラン」という計画が進んでいます。どちらの制度も向っている方向は同じで、取り組みの内容も重複している部分もあると思えます。しかし、それぞれの制度がそれぞれで取り組んでいることが問題です。このような共通する制度については、制度間の整合を図っていく必要があると思えます。具体的には、市、地域の皆様、福祉事業者、ボランティア団体などの要配慮者に関わりのある

方の連携をして効率化を図っていく必要があります。9ページの補足資料は、「平成30年7月豪雨」における福祉避難所体制の脆弱性についてですが、後ほどご覧になっておいてください。

3つ目は、南海トラフ震源域での異常現象発生時における国の情報発信に係わる啓発活動の推進です。これは後ほど事務局より情報提供があると思いますが、東海地震の予知型の考え方が廃止されることに伴い、新たな情報発信体制がとられています。その中で、東海地震、東南海地震、南海地震の3つのうち初めに発生する地震がマグニチュード8クラスの地震です。従来、東海地震が予知型と言われていた際は、それぞれの地震に対して国は応急計画を作っていました。しかし、現在は、3連動した地震の想定をしており、国は、広域応援部隊の派遣については、図にあるように重点受援県と呼ばれる静岡県以西の10県に派遣される計画となっております。このことは、マグニチュード8クラスの地震が発生した際に、神奈川県で仮に被害が発生していた場合であっても、広域応援部隊が来ない計画となっております。そのため、国の広域応援部隊派遣計画を踏まえ、異常現象発生時の対応を県内で考え、その内容を県民に啓発していく必要があると思います。

様々なことをお話してきましたが、本日お集まりの皆様や防災会議の委員以外の災害対策基本法で定める防災責務を負っていない一般の事業者の方への啓発も踏まえて防災体制の一層の強化を図っていく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○大竹防災対策課長：ただいま佐藤委員より「最近の大規模災害の特徴と今後の取り組み課題」について説明がありましたが、委員の皆様からご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

○大竹防災対策課長：皆様よろしいでしょうか。

続きまして、(2)「大規模水害に備えた取組について」、事務局より説明願います。

○西村主任：防災対策課の西村と申します。それでは、(2)「大規模水害に備えた取組について」ご説明いたします。

資料につきましては、資料3となります。

2ページをご覧ください。

今年度の本市が大規模水害に備えた取組としまして、「避難確保計画の策定に向けた取組」について、「マイ・タイムライン」について、「小出川・千の川の洪水浸水想定区域の公表」について取組を進めてまいりました。

まずは、「避難確保計画の策定に向けた取組」についてご説明をさせていただきます。

3ページをご覧ください。

先ほど、佐藤参与からもお話がありましたとおり、近年、想定を越える大雨による浸水被害が多発しており、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生しております。このような激甚化する豪雨に対して、「逃げ遅れゼロ」、「社会的経済被害の最小化」を実現し、同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務となり、平成29年に水防法が改正されております。

写真は、平成27年9月の関東・東北豪雨で鬼怒川が氾濫し、逃げ遅れた方がヘリコプターにて救出されたものです。この災害では、約4,300名の方が逃げ遅れ、救出救助には多くの時間を要しています。

続いて4ページをご覧ください。

この平成29年の水防法の改正に伴い、洪水の浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある要配

慮者利用施設は避難確保計画の作成と避難訓練の実施が、これまでの努力義務から義務化となっております。本市の地域防災計画では、平成29年度の修正で、国、県、市による計画作成の支援について追加しております。

写真は、平成28年台風10号により岩手県の高齢者施設の前の川が氾濫し、利用者9名が逃げ遅れたものです。

続いて5ページをご覧ください。

本市では、避難確保計画の作成の支援として、要配慮者利用施設が簡単に計画作成を行えるよう、茅ヶ崎市版の避難確保計画のひな形を作成し、市のホームページに掲載しております。

また、平成30年8月に京浜河川事務所様、神奈川県様、横浜地方気象台様にご協力いただき、要配慮者利用施設を対象に避難確保計画作成の説明会を開催いたしました。説明会には対象施設の約8割の施設に参加いただきました。

平成31年1月1日時点での計画の提出率は7%、作成中の施設が31%となっております。

続いて6ページをご覧ください。

避難確保計画の茅ヶ崎市版のひな形を抜粋したものです。左側の図はハザードマップから避難経路を複数選定するもの、また、右側の図は気象警報や避難情報の発令等に合わせ、施設がとる防災体制をまとめるものです。

このひな形等を用いながら、要配慮者利用施設の支援を行い、今年度中に計画の提出率100%を目指します。

続いて7ページをご覧ください。

マイ・タイムラインに関する取組についてご説明させていただきます。

まず、マイ・タイムラインとは、台風等の大雨により洪水が発生するおそれがある場合、ハザードマップを用いて、「自宅はどれくらい浸水するのか」、「事前に何をすればよいのか」、「いつ、どこに避難すればよいのか」などを災害時に冷静に判断することは非常に困難です。

ただし、台風等の大雨災害は天気予報等から情報を取り、事前に備えることができる災害です。

平常時に、「普段からすべき対策」、「大雨になる前にすべき対策」、「避難する時の対策」をまとめ、洪水時に自分自身がとる防災行動を時系列的に取りまとめる行動計画表が「マイ・タイムライン」になります。

続いて8ページをご覧ください。

このマイ・タイムラインは、先程、説明しました関東・東北豪雨の鬼怒川の氾濫による被害を教訓に、常総市や国土交通省等が、逃げ遅れゼロの目標に向けて始めた取り組みです。

本市でも、洪水時の「逃げ遅れゼロ」を目指すため、マイ・タイムラインの作成を推進しています。

マイ・タイムラインを簡単に作成できるよう、自身の防災行動を書き込める「茅ヶ崎市版マイ・タイムラインシート」を作成し、市のホームページに掲載しております。

この「茅ヶ崎市版マイ・タイムラインシートの記入例」を、この資料3の一番後ろにA3の資料で綴じております。マイ・タイムラインシートをご確認ください。

左端に記載しておりますが、相模川の氾濫を0時間とし、そこから遡り「平常時の確認事項」、「避難する前の確認事項」、「実際に避難する際の注意点」を家族で話し合い、洪水時の防災行動を時系列的に整理し、マイ・タイムラインを作成できるようなシートのつくりになっております。

また、8ページにお戻りください。

マイ・タイムラインの作成支援として、茅ヶ崎市版マイ・タイムラインシートと洪水ハザードマップを用いて、マイ・タイムライン作成のワークショップを開催しております。

写真は昨年10月に、本市の南西部に位置し、相模川に面した湘南地区の防災訓練で防災リーダーを対象にワークショップを実施したものです。このワークショップには京浜河川事務所様にもご協力いただき実施しております。

ワークショップには主に湘南地区の防災リーダーが参加し、実際にマイ・タイムラインの作成を通じて、マイ・タイムライン意義や、ワークショップの方法について理解していただき、その後、各自治会単位で同様のワークショップを開催しております。本日、ご出席されている後藤委員の自治会でも同様のワークショップを行っております。今後、他地区においても同様の取組を進めてまいりたいと考えております。

続いて9ページをご覧ください。

小出川・千の川の洪水浸水想定区域の公表に関する取り組みについてご説明させていただきます。

神奈川県が平成30年12月に小出川・千の川の想定される最大規模の降雨による洪水浸水想定区域を指定・公表しております。

指定・公表の主な内容としましては、「洪水浸水想定」、「浸水継続時間」、「家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）」になります。

洪水浸水想定区域については、想定される最大規模の降雨24時間354mmにより小出川・千の川が氾濫した場合の浸水区域を示したものです。想定される最大規模の降雨については24時間354mm、ピーク時は1時間162mmであることから、1日中、雨が強く降るといよりかは、短時間に集中的に降るゲリラ豪雨のような雨が想定されております。この想定される最大規模の雨により小出川・千の川が氾濫した場合、市内の約7分の1が浸水する想定となっております。

浸水継続時間は同じく想定される最大規模の降雨による洪水で浸水深が50cm以下になるまでの時間を示したものです。本市では最長で3日間を越える浸水継続時間が想定されています。

また、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）とは、河川の水かさが増し、激しい流れにより、河岸が削られ家屋倒壊の危険性のある区域の目安を示すもので、小出川・千の川の流域全体に指定されています。

河岸浸食に指定されたエリアは原則、立ち退き避難が必要なエリアとなります。

ただし、この河岸浸食は、先程の想定される最大規模の降雨に起因するものではなく、護岸が機能しなかった場合を想定し、護岸の有無に関係なく、川幅や川の深さなどに基づき、決められた算出式から設定されたものになります。

過去の災害状況から、避難勧告の目安になる、氾濫危険水位を越えた場合に河岸浸食が発生していることから、住民の皆様には避難勧告等を発令する場合は、河岸侵食の対象地域は立ち退き避難が必要なエリアとして、平常時から周知を行ってまいります。

続いて10ページをご覧ください。

先程の小出川・千の川と同じタイミングで、相模原市南区を水源とし、寒川町で相模川に注ぐ「目尻川」においても、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域が指定・公表されております。

本市においては寒川町との市境あたりが一部浸水する想定となっております。

続いて11ページを御確認ください。

今回の指定・公表に伴い、資料のスケジュールに基づき取組を進めております。

現在は、年度末までに避難対策について検討を行い、平成31年の5月末の出水期までに住民説明を予定しております。

また、ハザードマップの作成につきましては、市の管理河川である「千ノ川の梅田橋より上流部分」、「市の北部を流れる駒寄川」及び「内水氾濫」の浸水想定指定を市で行うのと併せて、神奈川県による「土砂災害特別警戒区域」、「高潮浸水想定区域」及び「津波災害警戒区域」の指定・公表時期を考慮し、平成32年度にハザードマップの作成・配布を予定しております。

ただし、神奈川県による各ハザードの指定・公表時期は現在、未定のため、平成31年度は指定・公表時期のスケジュール確認及び、市管理河川の浸水想定指定業務の委託業者の検討を予定しております。

説明は以上となります。

○大竹防災対策課長：ただいま事務局より（2）「大規模水害に備えた取組について」説明がありましたが、委員の皆様からご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

○大竹防災対策課長：皆様よろしいでしょうか。

続きまして、（3）「地震・災害時のガス供給状況の確認方法について」東京ガス株式会社神奈川支社神奈川西支店神山副支店長様よりご説明願います。

○神山委員代理：東京ガス神奈川西支店でございます。

日頃より弊社のエネルギー事業にご理解を賜りましてありがとうございます。弊社から資料4の「地震・災害時のガス供給状況の確認方法について」ご説明させていただきます。

大地震などによりガス供給を停止した際の、当社エリア内の供給停止地域・件数等の情報確認方法についてご案内します。

項番1として、ホームページの切り替えについてですが、地震災害時には当社のホームページが災害用ページに切り替わります。

項番2の（1）として、確認できる情報として、プレスリリースにて行政区別の供給停止状況や供給停止戸数、復旧進捗状況をお知らせいたします。（2）復旧マイマップについてですが、地震の場合、震度5以上で各家庭のガスメーターで自動的にガスが止まります。また、震度6以上になりますと、地域全体でガスを止めます。

その見分けする方法がこの復旧マイマップとなります。地図上に供給停止状況や復旧進捗状況を6区分に色分けして表示するものです。図2にあるとおりページ上で色分けがされます。この色がついているところに関しては、地域でガスを止めているところとなります。一方、色がついていない地域について、ガスが止まっている際は、家庭のメーターで止まっておりますので、この際はお客様にてメーターのボタンを押していただき復旧していただくこととなります。そのメーターの復帰方法については、次のページの図5にあるとおりホームページ上でご案内しております。また、復帰の際に、ガス漏れ等ある際は、図4でご案内している連絡先にお問い合わせいただければと思います。説明は以上となります。

○大竹防災対策課長：ただいま東京ガス株式会社様より（3）「地震・災害時のガス供給状況の確認方法について」説明がありましたが、委員の皆様からご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願い



します。

○大竹防災対策課長：皆様よろしいでしょうか。

それでは、以降につきましては、まとめて進行させていただきます。まずは、(4)から(6)について、一括して事務局より説明願います。

○高木副主査：それでは、(4)「平成30年度災害対策本部運営訓練について」防災対策課の高木よりご説明申し上げます。

ご説明の前に、まず、今年度の図上訓練につきましては、11月12日に実施を予定しておりましたが、本市の事情により中止とさせていただきます。防災関係機関の皆様にご迷惑をお掛けいたしましたことお詫び申し上げます。

来年度につきましては、図上訓練のさらなる充実を図ってまいりたいと考えておりますので、引き続き御協力いただきますようお願い申し上げます。

それでは、**資料5**をご覧ください。

来年度の図上訓練は、スライド1のとおり11月15日金曜日を予定しております。訓練参加者としては、市職員の他、防災関係機関、協定先事業所、自主防災組織などを予定しております。平成29年度につきましては、黒枠内にございますとおり、災害協定締結先事業所を含め、多くの防災関係機関の皆様にご参加いただきました。

次に、図上訓練組織につきまして、スライド2をご覧ください。

図にございます「訓練統制部」は訓練の企画・運営側、「訓練部」は実際に訓練をする側です。防災関係機関の皆様におかれましては、図のとおり、訓練統制部と訓練部、両者の立場から関わっていただいておりますが、来年度の訓練につきましては、対策の検討などに加わっていただいたり、必要な情報をご提供いただいたりなど、さらなる協議調整の場を設けていきたいと考えております。例年、訓練1ヶ月前に参加の調整などをお願いしておりましたが、来年度は年度の早い段階から通知し、訓練に向けた協議を進めていきたいと考えておりますので、積極的なご参加をお願いいたします。

なお、平成29年度の訓練の様子につきましては、資料の裏面に写真を掲載させていただきましたので、こちらもご覧いただくと幸いです。

本市といたしましては、図上訓練を通して、関係機関の皆様との連携を強化し、災害時の協力体制を確かなものにしていきたいと考えております。今後ともご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

説明は以上となります。

○内藤主任：続きまして、(5)「ちがさき消防防災フェスティバル2018について」防災対策課の内藤よりご説明申し上げます。

資料につきましては、資料6となります。

本市では、幅広い年齢層の方の防災意識を高めるとともに、防災関係機関の皆様の災害時の役割や活動を広く周知するため、平成26年度より、皆様のご協力をいただきながら、消防防災フェスティバルを実施しております。

今年度につきましては、10月21日に、本日、ご出席いただいている皆様にもご参加、ご協力いただき、無事開催することができました。ご参加、ご協力いただいた関係機関の皆様につきましては、改めまして、この場をお借りして御礼申し上げます。

さて、資料6に記載しております内容は、今年度の実施結果となります。実施場所といたしましては、市役所周辺で初めての開催となりましたが、18の機関、本市からは14の課かいが参加し、約7,000名の方にご来場いただくことができました。

「5」のアンケート結果にありますとおり、このフェスティバルは、防災訓練に参加経験のない方が多く参加いただけるものであるとともに、裏面にございます主な自由意見にもありますが、小学生やその保護者から「勉強になりました」という意見が非常に多く、有効な取り組みであると考えております。

平成31年度につきましても、秋頃の開催に向け、関係者と協議を進めているところでございますので、引き続きご協力いただければと思います。

説明は以上となります。

○臼井主任：続きまして、(6)「宮城県本吉郡南三陸町との災害時相互応援協定の締結について」防災対策課の臼井よりご説明申し上げます。

資料につきましては、資料7となります。

東日本大震災の際に、甚大な被害に見舞われたものの、復興計画に基づき復興事業が着実に進められている南三陸町との災害時相互応援協定の締結に向けて現在調整を進めており、その内容についてご説明いたします。

1 南三陸町との関係とこれまでの経緯ですが、東日本大震災により被災した南三陸町へ、平成24年4月より継続して11名の職員を派遣し、用地対策や公共交通対策等、様々な業務に携わっており、現在も1名の職員を派遣しております。

この震災支援活動を通じて培われた友好関係をご縁として、南三陸町長より協定締結のご提案をいただいたところであります。

2 協定の内容ですが、災害時の職員派遣や物資の提供などに関する内容となっております。

3 協定締結による効果ですが、大規模災害時には、通常業務に加え、避難所の運営、罹災証明書の発行、仮設住宅の建設、その入居に関する手続き等、災害応急対策業務が発生し、業務量が増大し、人的資源、物的資源が不足することが想定されます。

東日本大震災による被災経験のある南三陸町と協定を締結することにより、物資等の提供を受けることができるとともに、災害時に発生する業務のノウハウを持った職員の派遣を要請することができるため、災害応急対策活動の効果的な実施が期待されます。

最後に4今後のスケジュールですが、今月の20日に本市にて協定締結式を予定しております。

説明については以上となります。

○大竹防災対策課長：ただいま事務局より(4)から(6)説明がありましたが、委員の皆様からご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

○大竹防災対策課長：皆様よろしいでしょうか。

続きまして、(7)から(10)まで一括して事務局より説明願います。

○秋澤課長補佐：それでは、(7)「人工透析実施医療機関への災害時対応に関するアンケート調査について」地域保健課の秋澤よりご説明申し上げます。

資料につきましては、資料8となります。

昨年度の防災会議でも話題になった人工透析患者の災害時対策を進めるため、管内の透析治療を実

施している5病院2診療所を対象に取組状況等を確認するためのアンケート調査を実施いたしました。

課題としましては、人工透析患者は週2～3回、血液透析を受けなければならない、災害時であっても最大3日以内には次回の透析を受けられるような体制を整える必要があります。

ねらいとしましては、透析治療の前提条件として、透析には大量の水、これは1人あたり120リットル以上の水が必要です。また、電力が必要であり、この電力は透析機本体を動かすために必要でありかつ純水製造する際にも必要となります。

大規模災害によりライフラインが被害を受け、電気及び水の供給が不足または途絶した場合にも、できるだけ治療を続けられるように、自家発電装置の準備等の医療機関独自の取組状況を把握するとともに、同時に本市に求める支援内容を知ること、災害発生時の有効な対策を講ずることが可能になります。

調査項目としては、資料に記載のとおり透析患者の人数等の項目についてアンケートを実施いたしました。

資料下から3行目の調査結果及び考察についてですが、管内の医療機関を受診している患者数は資料に記載はございませんが、485人となっております。

週3回、透析を受ける必要がある方が多数を占め、電源を喪失した場合には、大けがを負った等の即時に対応しなければならない急性期の患者ほどの緊急度ではないですが、それに次ぐ緊急度が高い、いわゆる「亜急性期」の患者が大量に発生する状態が出現します。

それから、EMISと呼ばれる「広域災害救急医療情報システム」の英語の頭文字をとったものですが、EMISの入力訓練に未参加の医療機関が2か所ございました。

このEMISについては医療機関にとっては、自分の施設被災状況等各種の情報を発信する重要な仕組みであり、同時に行政機関にとっては寄せられた情報を集約し、分析し対策を考える上での大切なツールです。日頃から入力作業に習熟していただく必要がございますので、機会を捉えて、積極的に訓練に参加していただけるよう引き続き呼びかけていく必要があると考えております。

また、裏面の電気、水道、その他器材については資料記載のとおりです。

各病院では自助努力として自家発電装置や貯水槽を備え、病院なりに対策を取っているとの回答でしたが、発電装置を動かす重油等の燃料の備蓄には限界があります。おおよそどの病院も最大3日間程度しか備蓄は備えていない現状があります。また、診療を続けるためには燃料確保が問題となります。

また、医療機関の共助として病院間の連携も重要な取組ですが、行政としてはできる限り早期に被害状況を把握し、県保健医療調整本部につなげる仕事が増えるようになってきます。県での患者の割振り結果をもとに受け入れ先への交通手段の確保が必要になってきます。

透析治療のみならず、病院の機能を維持し、診療を継続してもらうためには、電源車・給水車の優先的な配備を行うことが重要になってきますので、引き続き取り組みを進めていきたいと思っております。

説明は以上となります。

○内藤主任：続きまして、(8)「防災動画の作成について」ご説明申し上げます。

資料につきましては、資料9となります。

本市では、平成19年度より市と市民活動団体にて協働事業を実施しております。

本課では、新たな防災知識の普及啓発方法として、平成29年度、30年度の2年間で防災動画を作成する協働事業を実施しており、資料9に記載してあるとおり、平成29年度は、資機材の取扱方法について、平成30年度は、現在作成中ですが、本市における災害リスクや防災知識の普及啓発、災害時の避難方法等についての動画を作成しております。また、作成した動画については、YouTubeや本課窓口でDVDを貸出しております。

説明は以上となります。

○橋村課長補佐：続きまして、(9)「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について（報告）」、(10)「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」についてまとめて説明いたします。

資料につきましては、資料10、資料11となります。

これらは昨年末に、国のワーキンググループがまとめた報告書の概要版であり、次回以降の計画修正の検討資料となるため、情報提供させていただくものです。

まず、資料10につきましては、切迫性が指摘されております南海トラフ地震に対し、想定震源域で異常な現象が確認された際の防災対応のあり方についてまとめられたものです。

裏面に先日の都府県説明会で示されました今後のスケジュール（案）を添付しておりますが、年度内には防災対応の基本的な考え方のガイドライン（案）が国により示され、来年度に具体的な検討を進めていくこととなっております。具体的な対策検討にあたりましては関係機関との調整が必要になると考えておりますので、引き続き、御協力のほどよろしくお願いいたします。

また、資料11につきましては、昨年7月に発生いたしました「平成30年7月豪雨」を踏まえた避難のあり方についてまとめられたものです。

内容といたしましては、行政は防災対策の充実に不断の努力を続けていくが、行政主導のハード対策・ソフト対策には限界があるため、住民主体の防災対策に転換していく必要があるとし、住民は「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、行政は住民が適切な避難行動をとれるよう全力で支援する社会を目指すとしています。

次回の計画修正に向け、本報告書の内容も踏まえながら修正内容を検討していきたいと考えております。

(9)(10)の説明は以上となります。

○大竹防災対策課長：ただいま事務局より(7)から(10)について説明がありましたが、委員の皆様からご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

○大竹防災対策課長：皆様よろしいでしょうか。

その他、ご出席の皆様より何かございますでしょうか。

○大竹防災対策課長：それでは、続きまして、「その他」について事務局より何かありますか。

○臼井主任：2点、事務連絡がございます。

1点目につきましては、本日情報交換の中でもご説明させていただきましたが、様々な取り組みを進める中で、計画の修正について検討してまいりたいと考えておりますので、引き続き、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

2点目といたしまして、市の駐車場をご利用の方で、駐車券の処理がお済みでない方は、手続きをいたしますので、閉会后事務局へお知らせください。

以上です。

○大竹防災対策課長：その他、ご出席の皆様より何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、以上をもちまして、茅ヶ崎市防災会議を閉会とさせていただきます。皆様には、長時間に渡りご協力をいただきましたことを御礼申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。